

長与町告示第92号

複合施設「ホンテラッセ長与」カフェ運営候補者選定に係る公募型プロポーザルの実施について

複合施設「ホンテラッセ長与」におけるカフェの運営候補者の選定について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年8月20日

長与町長 吉 田 慎



1 事業概要

(1) 名称

複合施設「ホンテラッセ長与」カフェ運営候補者選定

(2) 事業内容

令和9年4月に開館を予定している複合施設「ホンテラッセ長与」において、施設コンセプトである「学び・育み・ふれあいの拠点」を踏まえ、来館者の居場所や交流の場となるカフェの運営候補者を選定する。

(3) 運営場所

複合施設「ホンテラッセ長与」内のカフェ区画

(4) 運営開始予定日

令和9年4月1日

(5) 使用料等

運営期間中は、月間売上額の100分の5に相当する額を使用料として毎月納付するものとする。ただし、準備期間中の使用料は無料とする。このほか、光熱水費等は運営事業者の負担とする。

(6) 事業の実施方法

本事業は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可により実施する。選定された運営候補者は、町との協議を経て、行政財産の使用許可を受けた後、運営事業者としてカフェを運営するものとする。

(7) その他

事業の詳細は、複合施設「ホンテラッセ長与」カフェ運営候補者選定実施要領（以下「実施要領」という。）及び複合施設「ホンテラッセ長与」カフェ運営候補者選定仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、企画提案書等の提出期限日において、実施要領に定める参加資格要件を全て満たす法人又は団体とする。

3 審査

(1) 審査方法

参加資格要件を満たす者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について、複合施設「ホンテラッセ長与」カフェ運営候補者選定委員会が審査を行い、その審査結果に基づき、町が運営候補者を選定する。

(2) 評価基準

審査は、実施要領別紙「評価基準表」に基づき行う。

(3) 審査結果

審査結果は、全ての参加者に書面で通知するとともに、長与町ホームページで公表する。

4 日程

内 容	時 期
公告・プロポーザル公募開始	令和8年8月20日（木）
質問書提出期限	令和8年8月31日（月） 正午
質問回答期限	令和8年9月 3日（木）
参加申込書提出期限	令和8年9月10日（木） 正午
参加資格審査結果通知	令和8年9月18日（金）
企画提案書等提出期限	令和8年9月29日（火） 正午
プレゼンテーション審査	令和8年10月上旬
選考結果通知	令和8年10月中旬
使用許可期間（準備期間）	令和8年11月1日（予定）～令和9年3月31日
使用許可期間（運営開始後）	令和9年4月1日～令和10年3月31日 更新基準を満たす場合1年単位で更新が可能。

5 手続等

(1) 事務局

〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1
長与町役場 健康保険部 健康保険課 健康増進係
電話番号 095-883-1111（代表） 095-801-5820（直通）
FAX 095-883-2061
メール kenkou21@nagayo.jp

(2) 各種関係資料の交付

各種関係資料は、長与町ホームページからの入手を原則とする。

6 その他

この公告に定めるもののほか、本プロポーザルに関し必要な事項は、実施要領及び仕様書によるものとする。